

議案第 2 号

別冊 2

西宮市景観計画 改定案（諮問）

西宮市景観計画 改定案

はじめに	1
1 景観計画の区域	2
(1) 景観計画区域	2
(2) 景観計画区域の地区区分	2
2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	4
(1) 目指す景観像と景観形成の基本方針	4
(2) 景観構造に基づく景観形成の基本的な考え方	5
3 良好な景観の形成のための行為に関する基準及び指針	8
3-1 建築物	8
(1) 届出対象行為及び規模	8
(2) 景観形成基準	11
(3) 景観形成指針	14
① 自然景観エリア	16
② 集落景観エリア	18
③ 低層住宅景観エリア	20
④ 中低層住宅景観エリア	23
⑤ 都市型住宅景観エリア	26
⑥ 商業景観エリア	29
⑦ 産業・住宅景観エリア	32
⑧ 流通産業景観エリア	35
⑨ 沿道商業景観エリア	38

3-2	工作物.....	39
(1)	届出対象行為及び規模.....	39
(2)	景観形成基準.....	40
(3)	景観形成指針.....	41
4	景観上重要な地区の指定の方針.....	43
(1)	基本的な考え方.....	43
(2)	景観形成推進地区・景観重点地区の指定方針.....	43
5	景観重要建造物・景観重要樹木及び都市景観形成建築物等の指定方針.....	44
(1)	基本的な考え方.....	44
(2)	都市景観形成建築物、都市景観形成工作物の指定方針.....	44
(3)	景観重要建造物の指定方針.....	44
(4)	景観重要樹木の指定方針.....	44
6	景観重要公共施設の整備等に関する事項.....	45
(1)	基本的な考え方.....	45
(2)	景観重要公共施設の指定方針.....	45
別紙1	景観形成推進地区に関する事項.....	46
(1)	夙川周辺地区.....	47
①	景観形成の基本方針.....	47
②	夙川周辺地区景観形成推進地区の位置及び区域.....	48
③	届出対象行為及び規模.....	48
④	景観形成指針.....	49
⑤	景観形成基準.....	51
⑥	区域詳細図.....	52
別紙2	景観重点地区に関する事項.....	58
(1)	甲陽園目神山地区.....	59
①	景観形成の基本方針.....	59
②	甲陽園目神山地区景観重点地区の位置および区域.....	59
③	届出対象行為および規模.....	60
④	景観形成指針.....	60
⑤	重点地区基準.....	62
(2)	甲陽園目神山東地区.....	64
①	景観形成の基本方針.....	64
②	甲陽園目神山東地区景観重点地区の位置および区域.....	64

③ 届出対象行為および規模.....	65
④ 景観形成指針	65
⑤ 重点地区基準	67
(3) 津門大塚地区.....	68
① 景観形成の基本方針.....	68
② 津門大塚地区景観重点地区の位置および区域.....	68
③ 届出対象行為および規模.....	71
④ 景観形成指針	71
⑤ 重点地区基準	73
(4) 枝川町戸建住宅A地区.....	75
① 景観形成の基本方針.....	75
② 枝川町戸建住宅A地区景観重点地区の位置および区域.....	75
③ 届出対象行為および規模.....	77
④ 景観形成指針	77
⑤ 重点地区基準	79
(5) 枝川町戸建住宅B地区.....	85
① 景観形成の基本方針.....	85
② 枝川町戸建住宅B地区景観重点地区の位置および区域.....	85
③ 届出対象行為および規模.....	87
④ 景観形成指針	87
⑤ 重点地区基準	89
(6) 苦楽園五番町くすのき台地区.....	93
① 景観形成の基本方針.....	93
② 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の位置および区域.....	93
③ 届出対象行為および規模.....	95
④ 景観形成指針	95
⑤ 重点地区基準	97

はじめに

西宮市では、豊かな自然環境や歴史的背景等に恵まれた景観資源をいかした都市景観をまもり、つくり、そだてるため、昭和 63 年（1988）に「西宮市都市景観条例」を制定し、景観行政に取り組んできました。

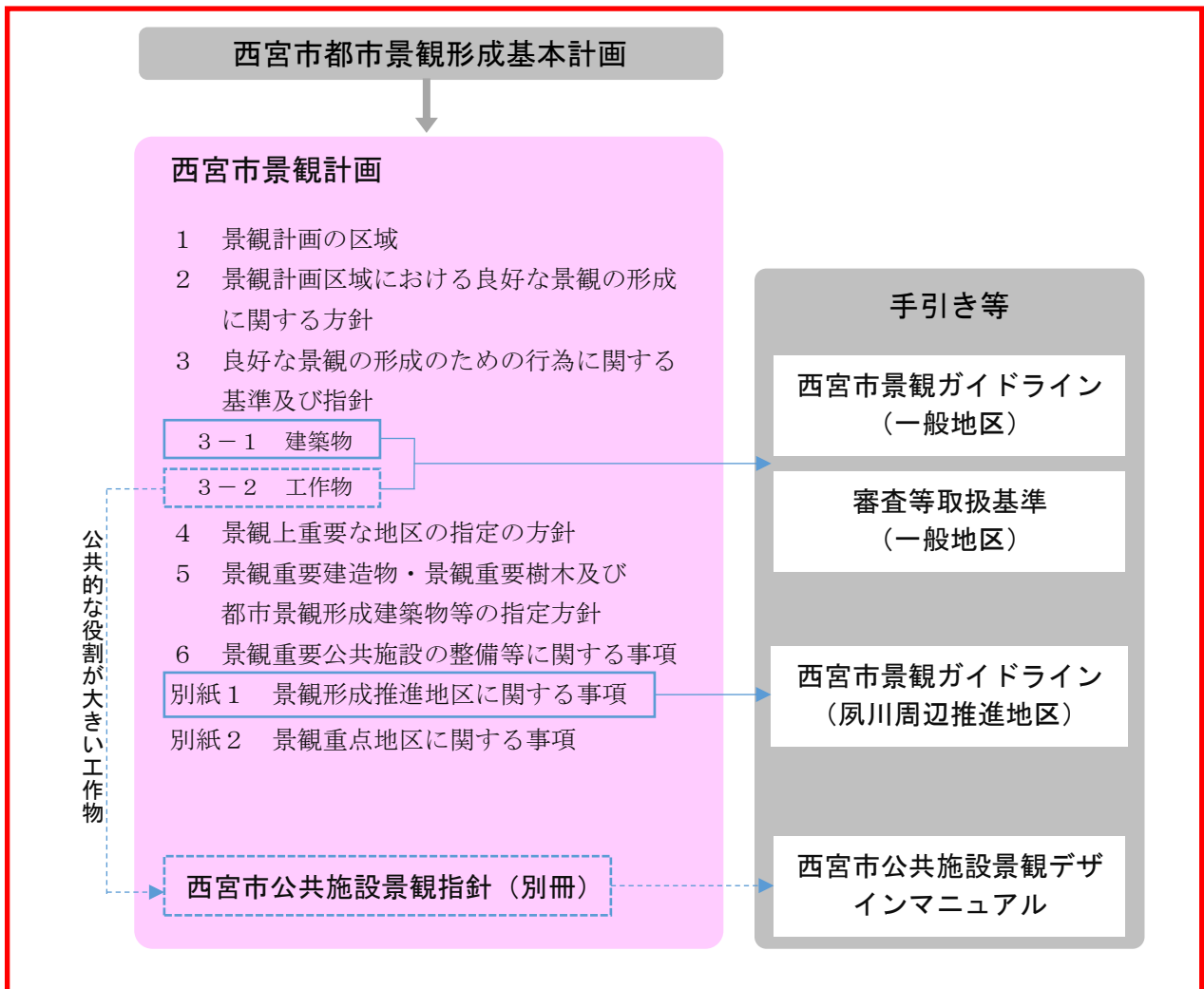
その後、平成 16 年（2004）6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、西宮市は平成 20 年（2008）4 月の中核市移行に伴い、景観法に基づく景観行政団体になりました。

これを受けて、平成 21 年（2009）5 月に景観法に基づく制度を取り入れ、より豊かな西宮の景観形成に取り組むため、景観法第 8 条第 1 項に基づく「西宮市景観計画」を策定しました。

策定から 10 年あまりが経ち、景観のマスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」の改定も踏まえて、良好な景観形成への市民の意識の高まりや社会状況の変化に対応するため、西宮市景観計画を改定します。

「西宮市景観計画」は、「西宮市都市景観形成基本計画」に示す景観形成にあたっての基本的な方針を踏まえ、景観法・西宮市都市景観条例に基づく各種制度を運用するために必要な事項を定める計画となります。

● 西宮市景観計画の位置づけ



1 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

西宮市では、山から海に至る地形がコンパクトにまとまり、六甲山系・北摂山系の山々、市内各所からのランドマークとなる甲山、景観の軸となる武庫川や夙川等の河川や海浜等が基盤となり、景観を形成しています。さらにこれらの自然環境を背景に、住宅地や文教施設等様々な景観資源が市内各所に点在しており、西宮市の全域を総合的に捉えた上で、景観形成に取り組むことが求められます。

従って、本計画のおよぶ範囲として、西宮市の全域を景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域に設定します。

(2) 景観計画区域の地区区分

景観計画区域のうち、良好な景観形成上特に必要と認められる地区については、43頁の指定方針に従い、**西宮市都市景観条例に基づく**、「景観形成推進地区」、「景観重点地区」に指定して、よりきめ細かい景観形成に取り組みます。

表1-1 景観形成推進地区、景観重点地区の指定地区

種別	地区名	地区面積	決定年月日
景観形成推進地区	夙川周辺地区	約98.2ha	令和4年4月1日
景観重点地区	甲陽園目神山地区	約44.1ha	平成23年10月1日
	甲陽園目神山東地区	約4.6ha	平成25年4月1日
	津門大塚地区	約10.1ha	平成28年1月8日
	枝川町戸建住宅A地区	約2.0ha	平成28年9月7日
	枝川町戸建住宅B地区	約2.8ha	令和元年12月27日
	苦楽園五番町くすのき台地区	約4.3ha	令和2年2月28日

上記の他、本市を代表するような景観的特徴を有する等、極めて重要な地区において、より強い規制誘導が必要な地区については、景観法に基づく「景観地区」として都市計画に定めます。

表2-2 景観地区の指定地区

種別	地区名	地区面積	決定年月日
景観地区	関西学院周辺景観地区	約51.4ha	令和2年6月1日

なお、これらの地区指定をしていない景観計画区域は「一般地区」となります。

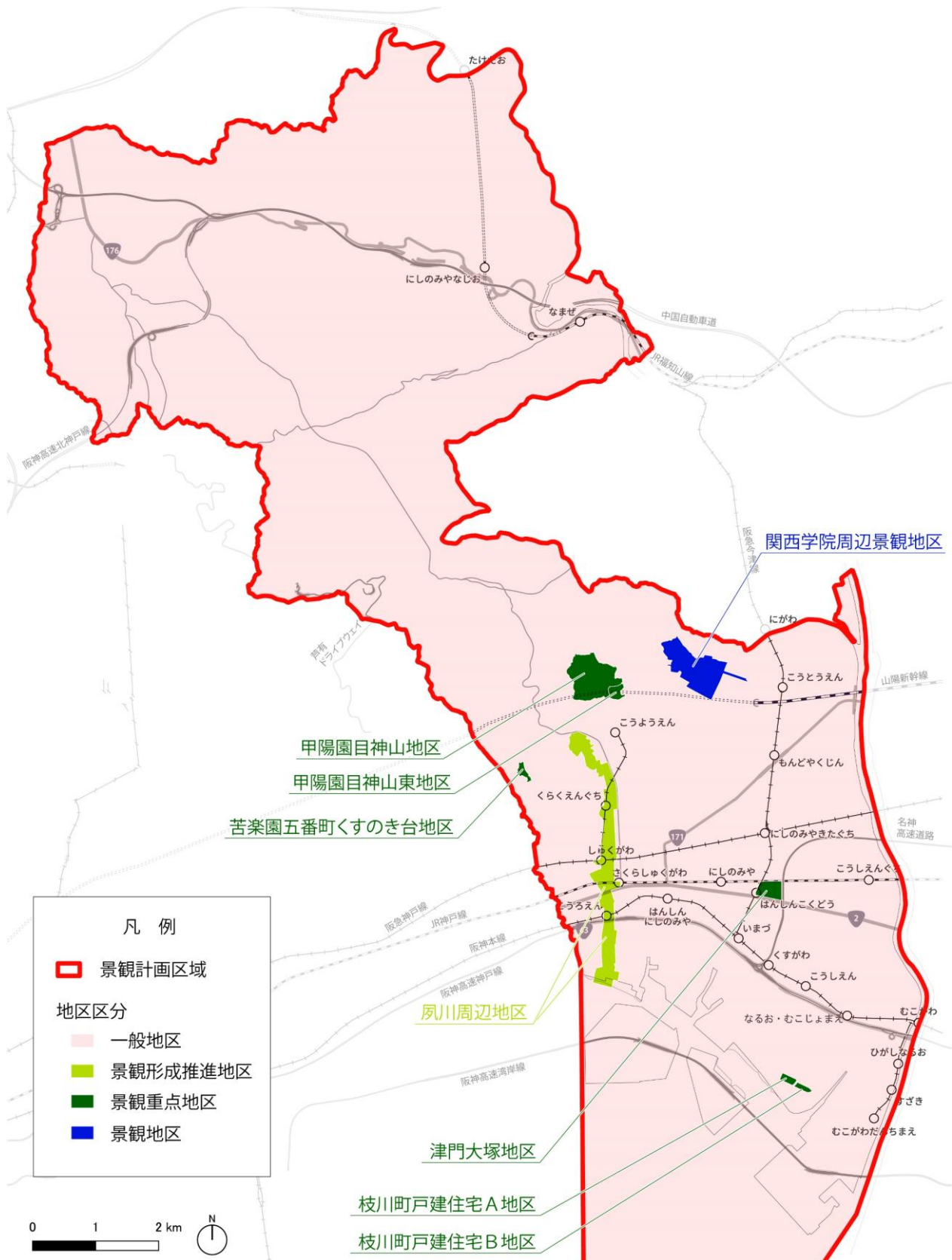


図1 景観計画区域及び地区区分図

2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(西宮市都市景観形成基本計画の概要)

景観法第8条第3項

景観計画区域における「良好な景観の形成に関する方針」を以下のとおり定めます。

本方針は、西宮市都市景観条例に基づく「西宮市都市景観形成基本計画」（以下、「基本計画」という。）に従うものであり、方針の詳細は、基本計画に示しています。

(1) 目指す景観像と景観形成の基本方針

景観計画区域全域の「良好な景観の形成に関する方針」として、「目指す景観像」と「景観形成の基本方針」を次のように定めます。

● 目指す景観像

潤いと風格のある 心地よい 文教住宅都市の景観

● 景観形成の基本方針

1 山と海のつながりが感じられる景観の形成

- ・山間－山麓・丘陵－平坦地－臨海という、それぞれの地勢を反映した景観づくりを進めることにより、西宮市の山から海へと至るコンパクトにまとまる地形構造を感じられる景観を創出します。
- ・ランドマークとなる甲山や丸山への眺めや背景となる六甲山系・北摂山系の山並み、武庫川や夙川等の河川、主要な幹線道路や鉄道等、複数の地域を視覚的・空間的に結びつける要素のつながりのある緑豊かな景観を保全し、遠景として一体感と潤いを感じられる景観を形成します。

2 “わたしたちのまち”を誇りに思える景観の形成

- ・西宮の景観を象徴し、市民の心を結びつける甲山や夙川等を大切に景観形成を推進し、“わたしたちのまち”西宮への誇りと愛着を育みます。
- ・現在に受け継がれる緑豊かな住宅景観を保全し、そこにみられる長年にわたって培われてきた景観形成の手法も継承して、潤いと風格を感じられる住み良いまちとして誇りに思える景観を形成します。

3 地域の景観資源をいかした景観の形成

- ・自然や歴史・文化等が創り出す地域固有の景観資源を手掛かりに、景観を構成する各要素の調整を図ることで、豊かな地域性を感じられる文教住宅都市の景観を形成します。
- ・各地域の住民が主体となって、景観資源の保全・活用に取り組むことで、人と人がつながる良好な居住環境づくりや生き生きとした地域づくりに結び付けます。

4 にぎわいと活力を感じられる景観の形成

- ・文教住宅景観を基盤とした上で、駅前や沿道のにぎわいのある商業景観、臨海部・内陸部の活力を感じられる産業景観等の多様な景観との調和を図り、文教住宅都市としてのまとまりのある景観を形成します。
- ・駅前等の地域の中心となる区域では、にぎわいのなかにも秩序を感じられる質の高い景観の形成を進め、地域の景観の顔となり、景観形成の拠点となる景観を形成します。

5 みんなが快適に暮らし過ごせる景観の形成

- ・西宮の景観は、行政だけでなく、市民や事業者、大学、企業等の多彩かつ多才な主体が関係します。この特長を十分にいかした景観形成の取組を推進するとともに、各主体がそれぞれの能力・立場をいかした、生き生きとした活動の舞台となる景観を形成します。
- ・西宮の景観形成の次世代の担い手となる人材を育成していくとともに、景観に関わる各主体が、西宮の景観の特徴や魅力を理解・共有し、協働により景観形成の取組を推進します。

(2) 景観構造に基づく景観形成の基本的な考え方

基本計画では、景観構造を構成する「①景観ゾーン・景観エリア」、「②景観軸」、「③景観核・景観拠点」、「④眺望ポイント」について、それぞれ景観形成の基本的な方向性を、また地域別に景観形成の考え方と配慮の方向性を定めています。

それぞれの景観形成の考え方を踏まえて、下図の通り、特徴ある景観形成を行うことで目指す景観像を実現します。

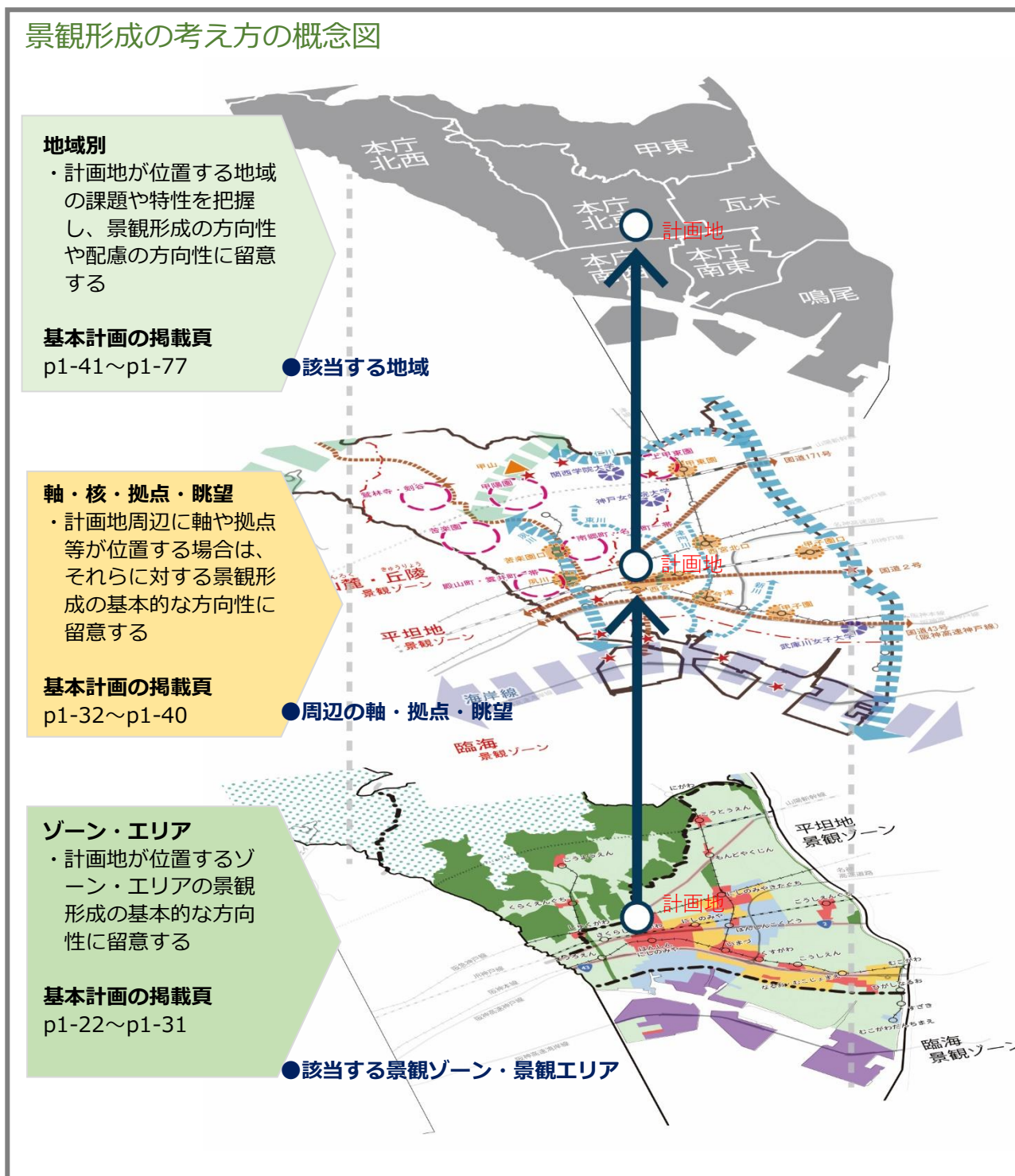


図2 景観形成の考え方の概念図

- 基本計画では、景観構造を右図のように設定しています。

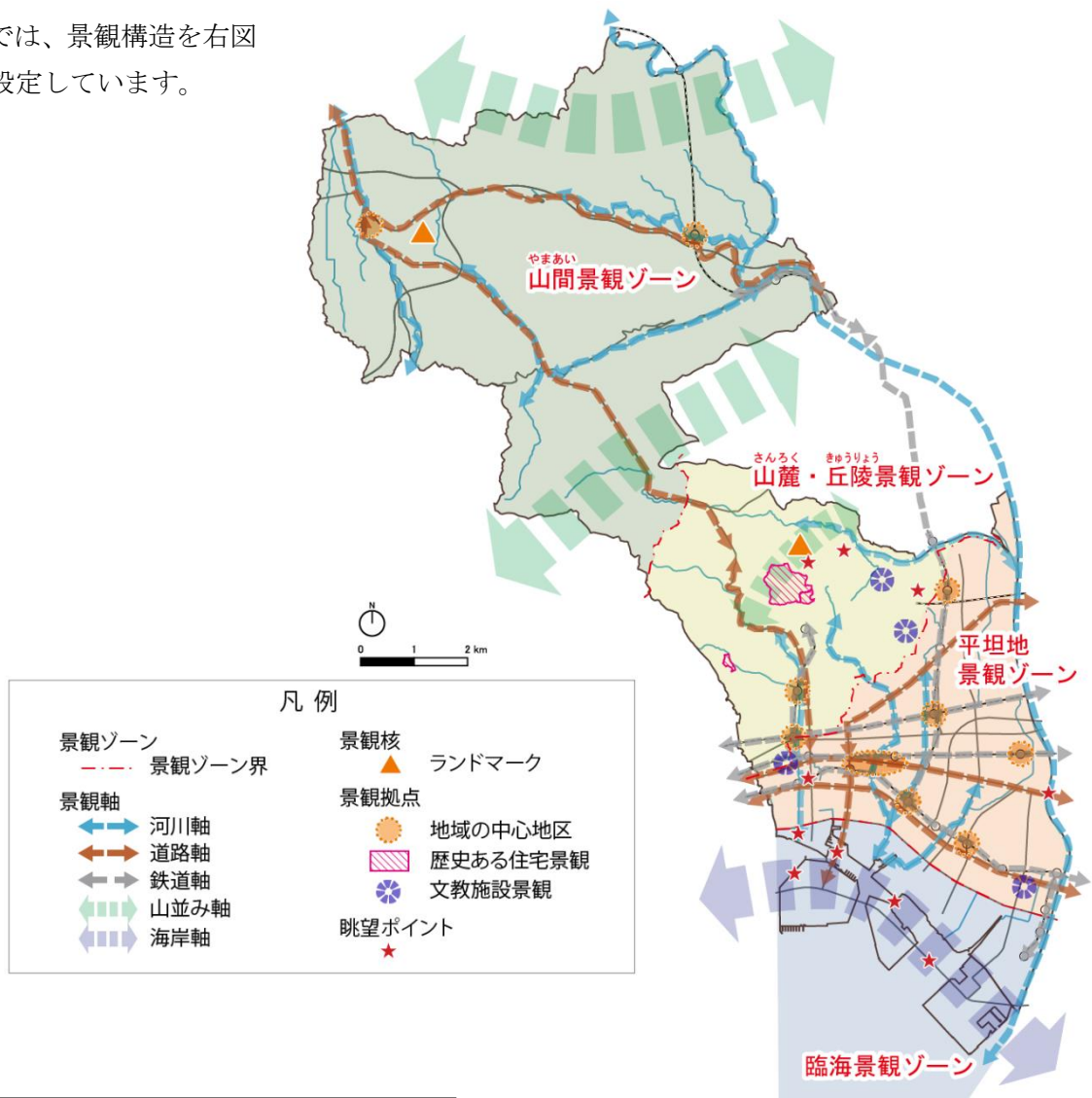


図3 目指す景観像を実現するための景観構造 (景観エリア以外)

● 景観ゾーンの景観形成の基本的な方向性

- ・ **山間景観ゾーン**
周囲を取り巻く豊かな自然と調和した景観の形成
- ・ **山麓・丘陵景観ゾーン**
緑が連なり市街地から美しく眺められる景観の形成
- ・ **平坦地景観ゾーン**
多様な景観要素が調和してまとまる景観の形成
- ・ **臨海景観ゾーン**
海とのつながりを感じられる景観の形成

● 景観軸の景観形成の基本的な方向性

- ・ **河川軸**
ゆとりと潤いを感じられる水と緑の景観ネットワークの形成
- ・ **道路軸**
地域のつながりを感じられる道路景観の形成
- ・ **山並み軸**
広域的な緑のつながりを感じられる山並み景観の形成
- ・ **海岸軸**
ダイナミックに連なる水と緑の景観の形成

● 景観核・景観拠点の景観形成の基本的な方向性

- ・ **ランドマーク**
西宮の豊かな自然を
象徴的に望むことができる景観の形成
- ・ **地域の中心地**
地域の顔となる個性と風格を感じられる景観の形成
- ・ **モデルとなる住宅地**
緑、石、水等の豊かな自然がおりなす
住宅景観の形成
- ・ **緑豊かな文教地**
緑豊かで落ち着きのある文教景観の形成

● 眺望ポイントの景観形成の基本的な方向性

- 市内外に誇れる西宮の景観イメージの創出

3 良好な景観の形成のための行為に関する基準及び指針

ここでは、「一般地区」における行為に関する基準及び指針を示します。

- ・「景観形成推進地区」及び「景観重点地区」における行為に関する基準及び指針は本計画巻末の「別紙1 景観形成推進地区に関する事項」及び「別紙2 景観重点地区に関する事項」に示します。
- ・「景観地区」における行為の制限に関する事項は別途都市計画等で定めます。

3-1 建築物

(1) 届出対象行為及び規模

景観計画区域を、都市計画法の規定に定める区域区分及び用途地域により、表2のとおりイ、ロ、ハの区域に区分し、景観法及び西宮市都市景観条例に基づく景観計画区域内の届出が必要な行為及び対象となる規模を表3のとおり定めます。

表2 一般地区の届出対象行為及び景観形成基準の区分

区域	用途地域等
イ区域	・市街化調整区域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域
ロ区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域
ハ区域	・近隣商業地域 ・商業地域

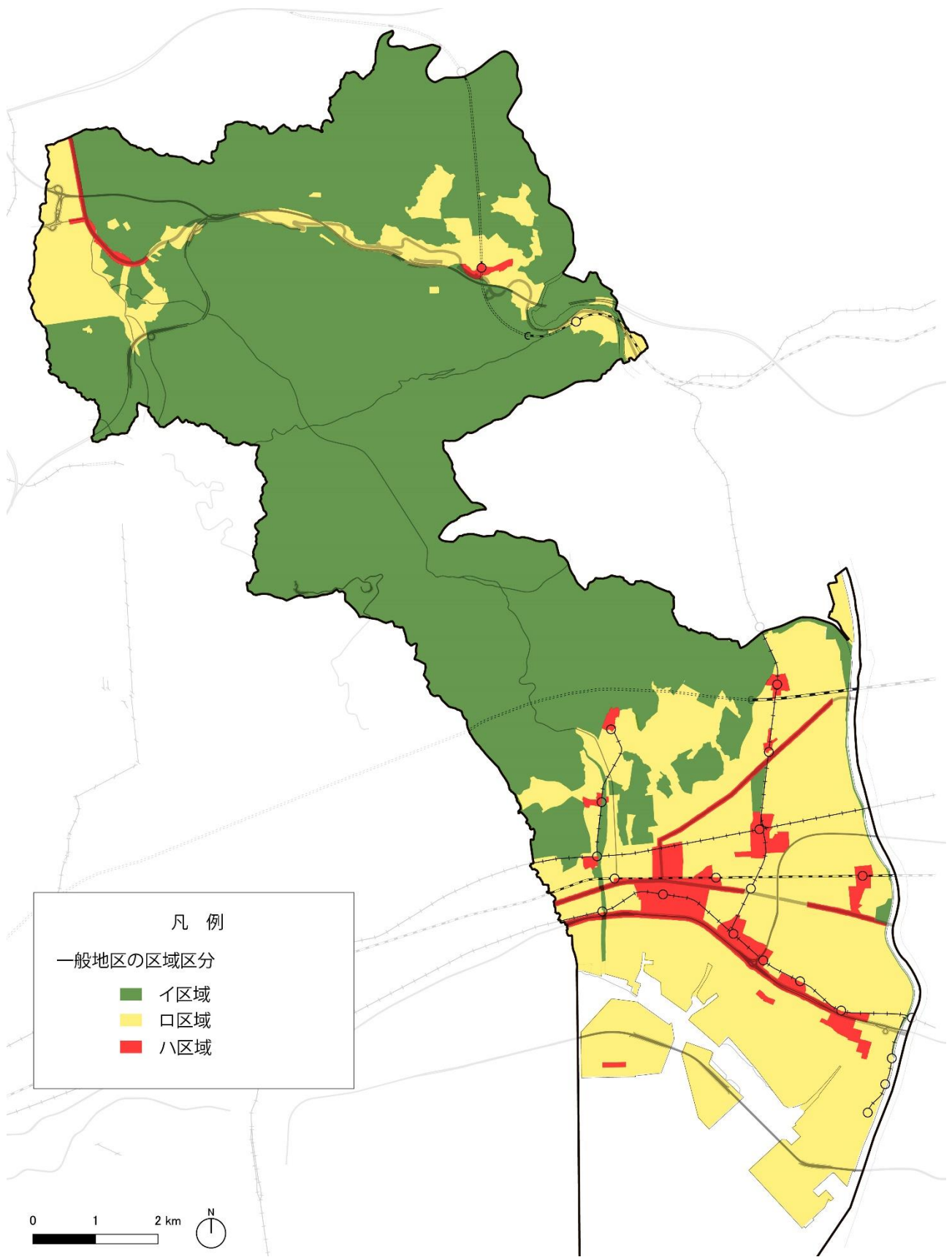


図5 一般地区の区分 令和4年4月時点

表3 一般地区における届出が必要な行為と対象となる規模

行為	届出対象規模		
	イ区域	ロ区域	ハ区域
建築物の新築・増築 改築・移転	<p>・高さが10mを超えるもの、または建築面積が500㎡を超えるもの</p> <p>(増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が250㎡を超える建築物で増築後の建築面積が500㎡を超えるもの)</p>	<p>・高さが10mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)</p>	<p>・高さが15mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(増築部分の高さが15mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)</p>
	<p>・鉄道駅舎^{※1} 水平投影立面積が200㎡を超えるもの</p>		
外観・色彩の変更 ^{※2}	<p>・上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半を変更するもの</p>		

※1 鉄道の用に供する駅舎及び車庫をいい、これらは本計画においては建築物として取り扱う。

※2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(現状の色彩で塗り直しを行う場合でも届出が必要。)

(2) 景観形成基準 (景観法第8条第2項第2号、西宮市都市景観条例第6条第2項)

一般地区内で届出が必要な行為について遵守すべき基準「景観形成基準」を表2の区域区分に応じて次のとおり定めます。なお、届出が不要な行為については、自主的に守るべき基準とします。

表4 一般地区の景観形成基準

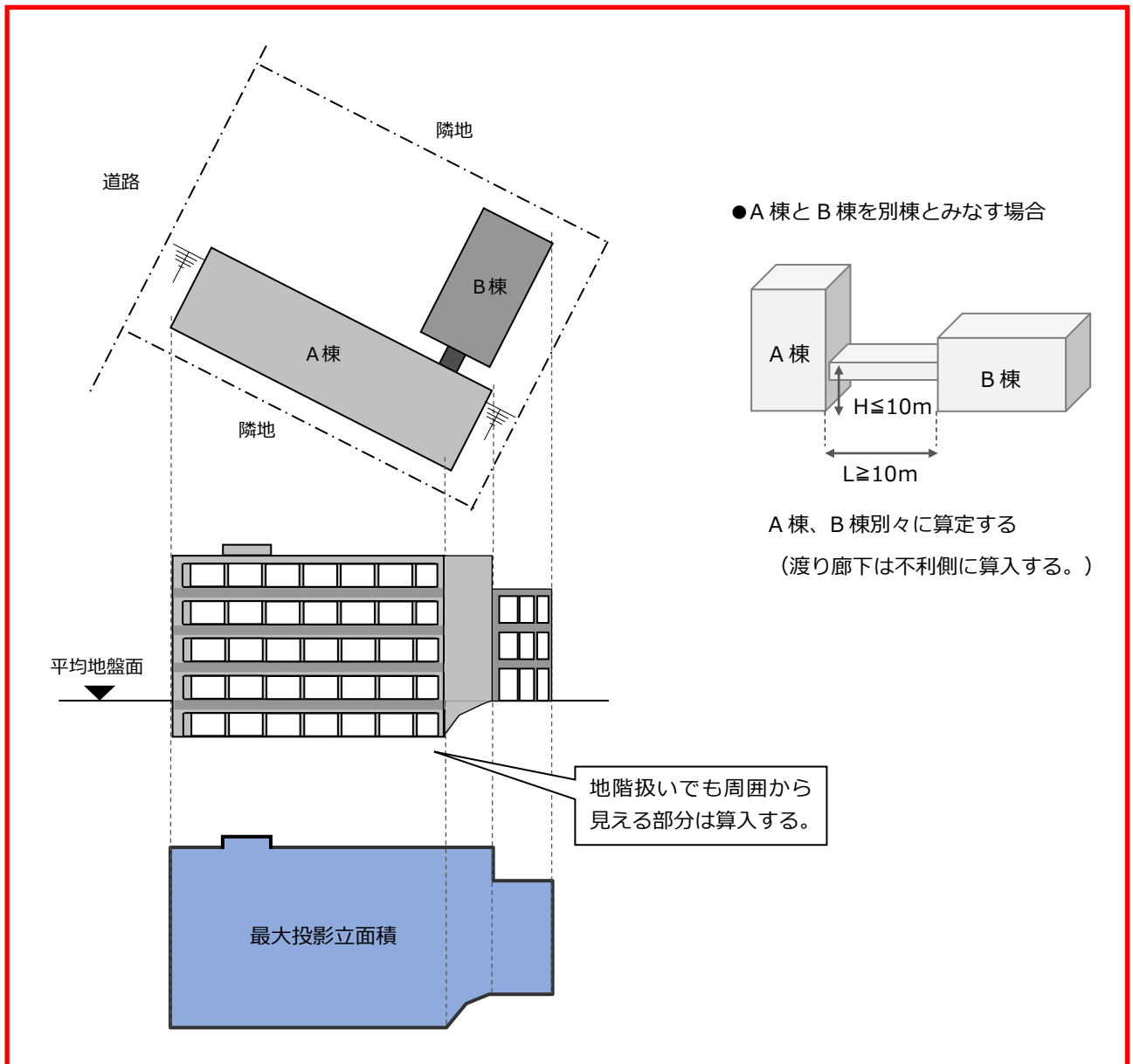
項目	景観形成基準												
形態	<p>●建築物の最大投影立面積[※]は、次の数値以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大投影立面積 (㎡)</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※12頁 算定方法による</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で定める流通業務地区内で建築等をするもの等市長が別に定めるもの ・長大な壁面による圧迫感や威圧感等を軽減する分節等の対策を講じることにより、景観上一定の配慮がなされていると、市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの(ただし共同住宅を除く。) 	区域	イ	ロ	ハ	最大投影立面積 (㎡)	1,500	2,500	—				
区域	イ	ロ	ハ										
最大投影立面積 (㎡)	1,500	2,500	—										
色彩	<p>●外壁等の外観に使用する色彩のマンセル表色系[※]による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。ただし、以下の部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ、ロ区域は各壁面の見付面積の20分の1以下の部分、ハ区域は各壁面の見付面積の10分の1以下の部分 ・自然素材等、別途市長が定めるものを使用する部分 ・屋根において明度が基準の下限値を下回る材料を使用する部分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>4以上8以下</td> <td>4以上8.5以下</td> <td>3以上8.5以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="3">R系、YR系、Y系(0~5.0Y)の色相 : 4以下 上記以外の色相 : 2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ マンセル表色系：色を定量的に表す体系のひとつ。色相(色あい)、明度(明るさ)、彩度(鮮やかさ)の3つの属性により、記号や数値で色を表したもの。</p> <p>●イ、ロ区域において、無彩色は本基準の範囲内であっても、各壁面の見付面積の10分の3までしか使用できない。</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、都市景観形成建築物等市長が別に定めるもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下	彩度	R系、YR系、Y系(0~5.0Y)の色相 : 4以下 上記以外の色相 : 2以下		
区域	イ	ロ	ハ										
明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下										
彩度	R系、YR系、Y系(0~5.0Y)の色相 : 4以下 上記以外の色相 : 2以下												
緑化	<p>●敷地の道路に面する部分の間口緑視率[※]は、次の数値以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間口緑視率 (%)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※13頁 算定方法による</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱所や高架下建築物等市長が別に定めるもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	間口緑視率 (%)	10	10	5				
区域	イ	ロ	ハ										
間口緑視率 (%)	10	10	5										

※ 具体の審査基準等は別途市長が定める。

● 最大投影立面積の算定方法

最大投影立面積：
一体の建築物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積

- ※ 地下階で周囲から見える部分や、塔屋、屋外階段等も算入する。
- ※ 建築物間を結んでいる渡り廊下等が地上からの高さ 10m を超える場合、または棟の間隔が 10 m 未満の場合は、一体の建築物とみなして算定する。



※ その他具体の算定方法等は別途市長が定める。

● 間口緑視率の算定方法

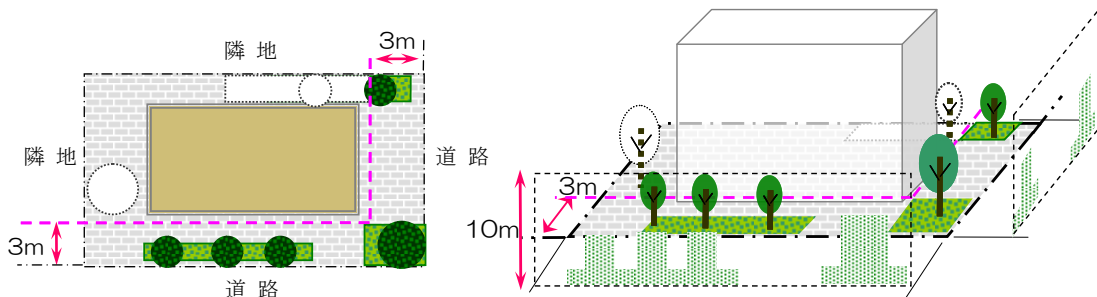
間口緑視率：

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）における、地上から高さ10mまでの立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = A_1 \text{ (立面換算面積)} / A_2 \text{ (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$A_1 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0) + (\text{中木本数} \times 1.5) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5) \text{ ※1}$$

$$A_2 \text{ (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口長さ} \text{※2}) \times 10$$



※1 立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。なお、換算値を超えるサイズの高木を植える場合、及び既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

高木	中木	低木
W=2.0m H=3.5m	W=1.0m H=1.5m	H=0.5m
7.0 m ² /本	1.5 m ² /本	0.5 m ² /m

※2 敷地間口長さは、敷地の道路に面する部分の水平長さの合計（敷地の2面以上が道路に面する場合は各面の合計）から6mを引いた長さとする。

※ 計上することができる樹木は、道路境界（道路と敷地の間に水路等がある場合は、当該水路等との境界）から3m以内にあるものとする。ただし透過性のない塀等で視認できない部分は除く。

※ 接道部分の敷地間口の延長が6m未満の敷地は、間口緑視率基準を適用しない。ただし、その場合、できるだけ基準値に近い緑量を確保するよう努めること。

※ その他具体の算定方法等は別途市長が定める。

(3) 景観形成指針 (西宮市都市景観条例第6条第2項)

基本計画に定める景観構造のうち、「景観エリア・景観ゾーン」に基づき一般地区を図7のとおり区分し、それぞれのエリア・ゾーンについて、届出の要否に関わらず自主的に守るべき基準「景観形成指針」を定めます。

建築等の行為の際には、当該敷地が位置するエリア・ゾーンの景観形成指針を確認してください。また、特定の道路(国道176号、171号、43号、2号)に面する敷地では、当該敷地が位置するエリア・ゾーンの景観形成指針に加えて、沿道商業景観エリアの景観形成指針が上乗せされます。

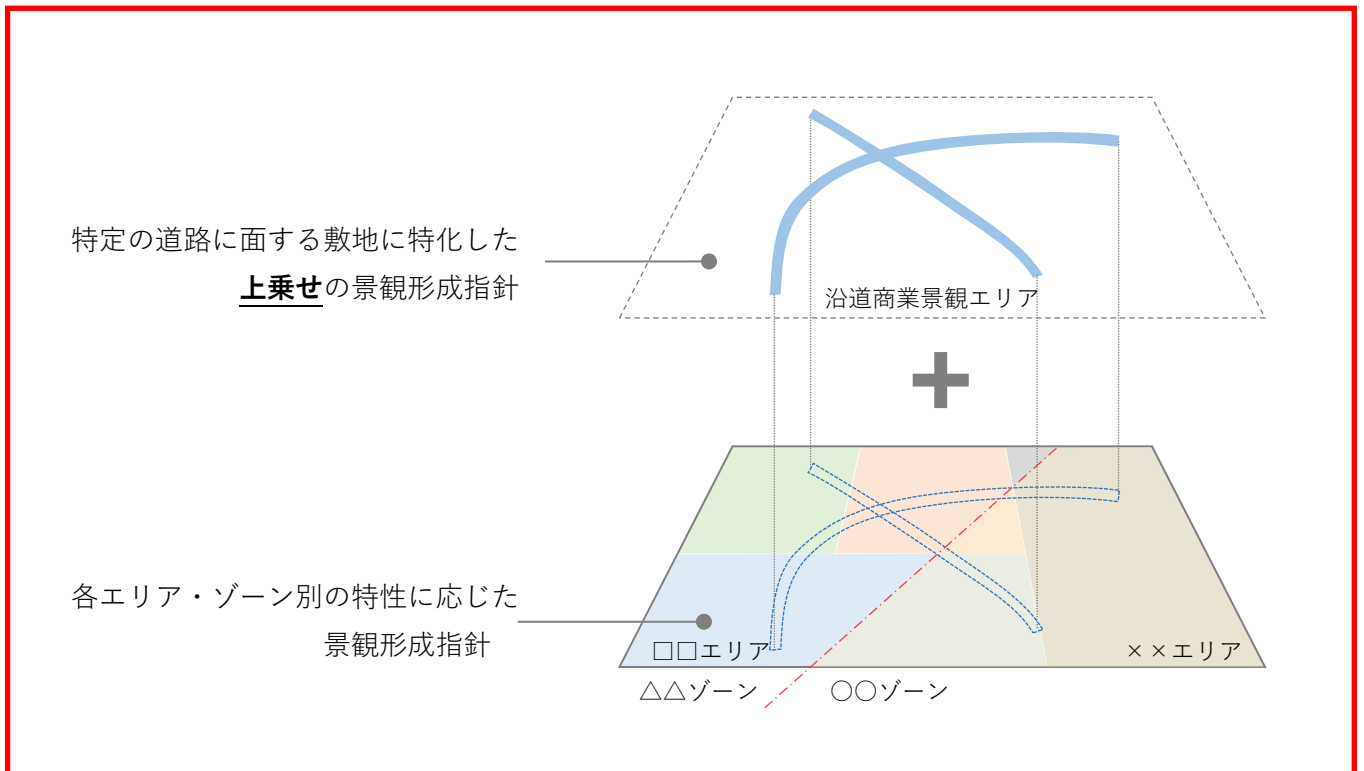
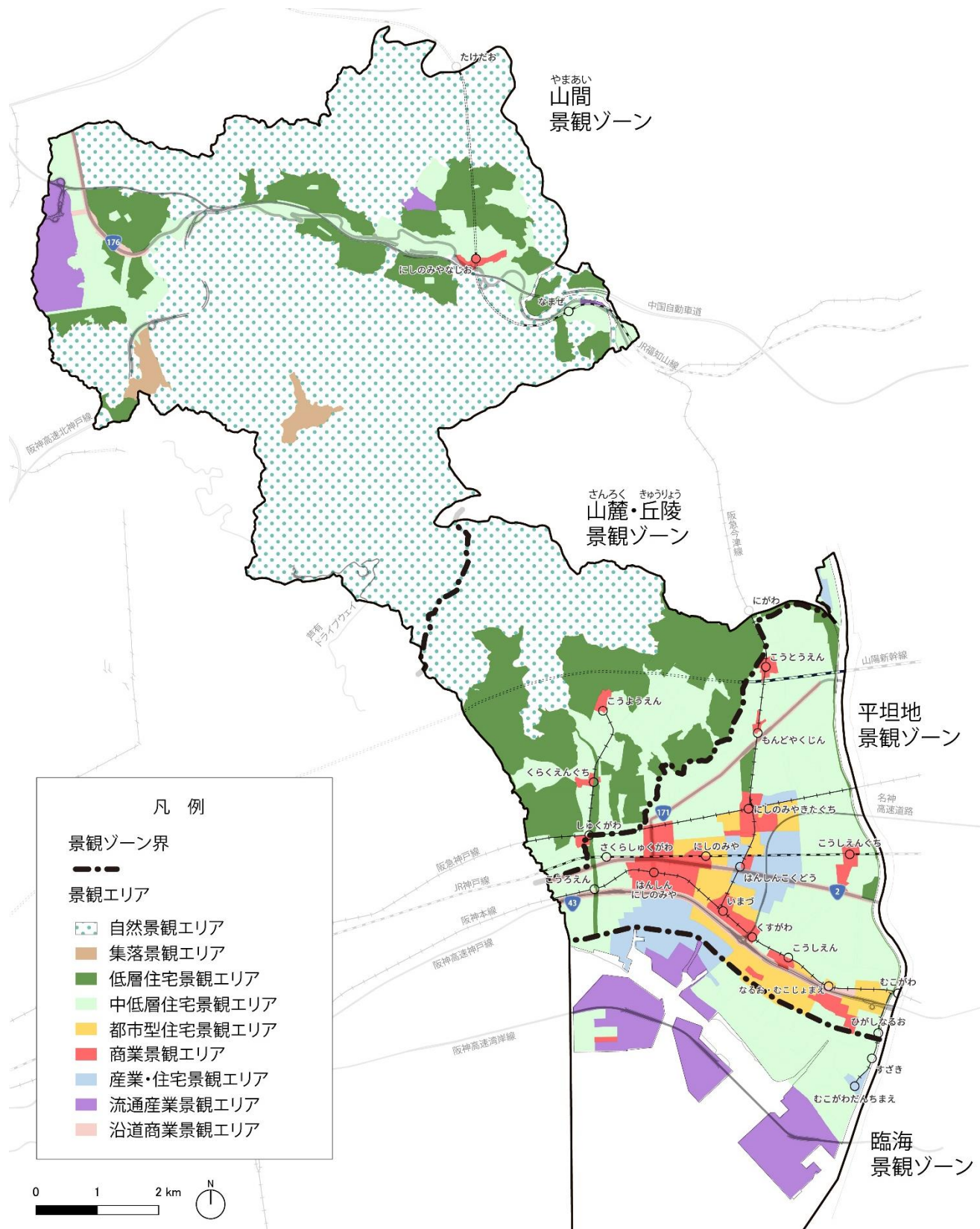


図6 景観エリア・ゾーン別の景観形成指針の考え方



① 自然景観エリア

自然景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表5-1 自然景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
立地特性	・周辺の豊かな自然景観を保全し、いかした計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川の周辺等の空間の広がりのほか、丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○
	・過度の装飾等は避け、自然素材を積極的に使用する等、周辺の自然に溶け込むシンプルな意匠とする。	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で低～中明度、低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・道路境界部や敷際を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
外構計画	・道路から望みできる舗装材は、石敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然環境等生態系への影響に配慮のうえ、必要最小限の配置とし、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-1、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

② 集落景観エリア

集落景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表5-3 集落景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン
		山間
立地特性	・集落、田園、山並みが一体となって生み出す、穏やかで開放的な景観を保全し、いかした計画とする。	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○
	・公園、河川の周辺等の空間の広がりのほか、丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○
	・古くから集落に受け継がれている空間構成や建物形状等を尊重した形態・配置とする。	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○
	・地域に残る伝統的な建築物の意匠や材料を継承する等、趣のある景観に馴染む意匠とする。	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で低～中強度、低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○
	・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○
	・道路境界部や敷際を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン
		山間
外構計画	・既存の生垣、錆御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-3、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

③ 低層住宅景観エリア

低層住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表5-4 低層住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン		
		山間	山麓・丘陵	平坦地
立地特性	・背景となる山並みや斜面緑地等の自然景観と、宅地の生垣や庭木等が一体となって生み出す緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、うるおいと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○	○
	・六甲山系の山並みを背景とする斜面地では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識した計画とする。		○	
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所(アイストップ)を意識した計画とする。	○	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○	
	・平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。		○	
	・低層住宅地になじむヒューマンスケールに配慮した形態・配置とする。	○	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○	○
	・周辺の建築物や周囲の緑に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料(凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの)の使用に努める。	○	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で中明度、低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○	○
	・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン		
		山間	山麓・丘陵	平坦地
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○	○
	・道路境界部や敷道を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○	○
	・斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○	
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○	○
外構計画	・既存の生垣、鍔御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置き場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-4、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

④ 中低層住宅景観エリア

中低層住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

また、沿道商業景観エリアに該当する場合は、沿道商業景観エリアにおける景観形成指針（38 頁）も併せて確認してください。

表 5 - 5 中低層住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
立地特性	・背景となる山や海等の自然景観を守りいかし、新たな緑の創出と、まちなみや周囲のスケール感への配慮を念頭に、調和とうるおいの感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○	○
	・まちなみに歴史的、地域的特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○	○	○
	・六甲山系の山並みを背景とする斜面地では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識した計画とする。		○		
	・海浜部では、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した計画とする。				○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○		
	・平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。		○		
	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○	○	○
	・周辺の建築物や周囲の緑に調和する落ち着いた意匠とする。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平地	臨海
意匠全般	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料(凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの)の使用に努める。	○	○	○	○
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で中明度、低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○		
	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。			○	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○	○	○
	・Y、Y R系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いた色のある色彩とする。	○	○	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○	○	○
	・道路境界部や敷道を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○	○	○
	・斜面地では、平地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○		
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○	○	○
	・海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。				○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○	○	○
・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○	○	○	
外構計画	・既存の生垣、鏝御影石等の石積みを保存するよう努め、やむを得ず取り壊す場合もその再生に努める。	○	○	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
外構計画	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○	○	○
	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○	○
	・海浜部では、周辺の照明との一体感や連続性に配慮し、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した夜間景観を形成する。				○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○	○	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-5、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

⑤ 都市型住宅景観エリア

都市型住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表5-6 都市型住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン
		平坦地
立地特性	・新たな緑とゆとりの創出と、まちなみや周囲のスケール感への配慮を念頭に、明るく快適なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○
	・まちなみに歴史的、地域的特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○
	・周辺の建築物や周囲の緑に調和する落ち着いたものとする。	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○
	・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたものとする。	○
緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○
	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○

項目	景観形成指針	適用する ゾーン
		平坦地
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○
	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○
外構計画	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○
	・道路から望みできる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-6、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

⑥ 商業景観エリア

商業景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

また、沿道商業景観エリアに該当する場合は、沿道商業景観エリアにおける景観形成指針（38 頁）も併せて確認してください。

表 5 - 7 商業景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
立地特性	・過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、地域の顔にふさわしい、賑わいと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○	○	○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○	○	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○	○	○
	・商業施設等では、低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。	○	○	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○	○	○
	・地域の特性を踏まえた、周辺の建築物等に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○	○	○
	・商業施設等では、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料(凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの)の使用に努める。	○	○	○	○
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で中明度、低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○		

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。			○	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○	○	○
	・Y、Y R系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたある色彩とする。	○	○	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○	○	○
	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○	○	○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○	○	○
	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○	○	○
外構計画	・商業施設等が通り沿いに建ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	○	○	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○	○	○
	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○	○	○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○	○	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-7、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

⑦ 産業・住宅景観エリア

産業・住宅景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

また、沿道商業景観エリアに該当する場合は、沿道商業景観エリアにおける景観形成指針（38頁）も併せて確認してください。

表5-8 産業・住宅景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		平坦地	臨海
立地特性	・住宅景観と産業景観の調和を念頭に、産業を身近で親しみを持って感じることができ、活気と落ち着きが共存する快適なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○
	・酒造等の古くからの地場産業の趣を感じられる景観の保全・再生を図り、西宮の発展を支えてきた地場産業の歴史を感じられる景観の形成に努める。	○	○
	・海浜部では、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した計画とする。		○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○
	・工場等の大規模施設は、壁面を大きくセットバックする等、敷地にゆとりを持たせることで、周辺地との緩衝帯とし、また、まちなみの開放感を創出させる。	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○
	・地域の特性を踏まえた、周辺の建築物等に調和する落ち着きのある意匠とする。	○	○
	・工場等の施設は、無骨で雑多な印象とならないよう留意し、親しみの感じられる意匠とする。	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		平坦地	臨海
色 彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○
	・Y、Y R系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いたある色彩とする。	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
	・海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。		○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○
	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○
外構計画	・工場等の施設の囲いは、まちから閉じた空間とならないよう、高さを抑え、生垣等のやわらかな印象を与えるものとするよう努める。	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		平坦地	臨海
夜間景観	・工業・産業地にあっては、敷地の漏れ光等、やわらかな光により夜間でも安心して通行できる夜間景観を形成する。	○	○
	・海浜部では、周辺の照明との一体感や連続性に配慮し、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した夜間景観を形成する。		○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-8、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

⑧ 流通産業景観エリア

流通産業景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表5-9 流通産業景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	臨海
立地特性	・背後の山や海等の自然景観を守りいかし、敷地内に新たな緑やゆとりを創出することを念頭に、明るく開放的なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域の特徴がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川、海辺の周辺等の空間の広がりのほか、甲山や丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
	・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。	○	○
	・海浜部では、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した計画とする。		○
まちなみとの調和	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・まちなみのスケールと建築物の規模の関係に応じて、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。	○	○
	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。	○	○
	・工場等の大規模施設は、壁面を大きくセットバックする等、敷地にゆとりを持たせることで、周辺地との緩衝帯とし、また、まちなみの開放感を創出させる。	○	○
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	・道路に面しない側、水辺や公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。	○	○
	・地域の特性を踏まえた、周辺の建築物等に調和する落ち着いた意匠とする。	○	○
	・工場等の施設は、無骨で雑多な印象とならないよう留意し、親しみの感じられる意匠とする。	○	○
	・無機質な印象とならないよう、外観には、自然素材や質感のある材料（凹凸や味わいある色ムラ等により単調とならないもの）の使用に努める。	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	・臨海部分の工場施設等の色彩は、清潔感があり明るい印象を与える色彩とする。		○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	臨海
色 彩	・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。	○	○
	・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○
	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着いた色相のある色彩とする。	○	○
緑 化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
	・海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。	○	○
	・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。	○	○
	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。	○	○
外構計画	・工場等の施設の囲いは、まちから閉じた空間とならないよう、高さを抑え、生垣等のやわらかな印象を与えるものとするよう努める。	○	○
	・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。	○	○
	・道路から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・工業・産業地にあっては、敷地の漏れ光等、やわらかな光により夜間でも安心して通行できる夜間景観を形成する。	○	○

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	臨海
夜間景観	・海浜部では、周辺の照明との一体感や連続性に配慮し、海上や対岸、橋上からの眺めの対象でもあることを意識した夜間景観を形成する。		○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 5 - 2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針
設備機器等の修景	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えにくいよう工夫する。
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。
	・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物 ・駐車場等	・車庫、自転車置き場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。
	・駐車場及び荷捌場等のバックヤード的な空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする等の修景を図る。
	・煩雑な印象を与える屋外階段等は、道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
鉄道駅舎 (付加基準)	・建築物に準じる。

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-9、表 5-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

⑨ 沿道商業景観エリア

沿道商業景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。建築等の行為敷地が位置する前頁までのエリアにおける景観形成指針と併せて、国道 176 号、171 号、43 号、2 号に面する敷地については、特に次の景観形成指針に配慮してください。

また、各指針については、適用するゾーンに該当するものを確認してください。

表 5-10 沿道商業景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	平坦地
立地特性	・路線ごとの役割や景観特性を踏まえ、沿道としての統一感や連続性への配慮を念頭に、賑わいの中にも秩序を感じることができるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	・建築物等の高さ・形態・意匠・色彩等の連続性を創出し、軸方向の眺めを強調するまちなみの形成を意識した計画とする。		○
	・沿道の緑化等により、周囲の自然と調和し、緑の軸の形成を意識した計画とする。	○	
	・節目となる交差点は、オープンスペースやシンボルツリー等により景観の特徴づけを図る。	○	○
	・道路の先にみえる山並み等の眺望保全に留意する。	○	○
形態・配置	・壁面線やスカイライン等の水平方向の連続性にも配慮する。	○	○
	・低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。		○
	・道路境界から壁面を大きくセットバックさせ、道路を軸とする空間的な広がり確保することで、ゆとりと開放感の創出に寄与させる。	○	
意匠全般	・商業施設等では、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○
外構計画	・商業施設等が通り沿いに建ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	○	○
夜間景観	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○

※大規模な建築物や特殊な建築物等で、表 5-10 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

※建築基準法第 2 条第 1 号の規定により、建築物とみなされる門、塀その他の工作物については、併せて工作物における基準（40～42 頁）も確認してください。

3-2 工作物

(1) 届出対象行為及び規模

一般地区内の届出が必要な行為及び対象となる規模を、表2(8頁)の区域区分に応じて下表のとおり定めます。

表6 一般地区における届出が必要な行為と対象となる工作物の規模

行為	種別	届出対象規模		
		イ区域	ロ区域	ハ区域
工作物の 新設・増設 改築・移転	塔状工作物 ^{※1} (高架水槽、煙突、 装飾塔、記念塔、電 波塔、アンテナ、鉄 筋コンクリート柱、 鉄柱、昇降機、発電 用風力設備 等)	・高さが5mを超え、かつ、地上から当該工 作物の上端までの高さが10mを超えるも の		・高さが10mを超え、 かつ、地上から当 該工作物の上端ま での高さが15mを 超えるもの
	箱型工作物 ^{※2} (自動車車庫、プラ ント、石油貯蔵施設 等)	・高さが10mを超え、 または築造面積が 500 m ² を超えるも の	・高さが10mを超え、 または築造面積が 1,000 m ² を超える もの	・高さが15mを超え、 または築造面積が 1,000 m ² を超える もの
	壁型工作物 ^{※3} (擁壁、垣、さく、 門、塀 等)	・高さが4mを超える擁壁		
	高架道路等 ^{※4}	・高さが10mを超えるもの		
	橋りょう等 ^{※5}	・幅員が15mを超える道路、河川、 鉄道 等を跨いで設置するもの。 ただし人や車両(管理用も含む)の通行が無いものは除く。		
外観・色彩の 変更 ^{※6}	・上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半 を変更するもの			

※1 塔状工作物 … 景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則(以下、「規則」という。)第3条第6号、7号、8号、10号、13号、14号、15号に該当するもの

※2 箱型工作物 … 規則第3条第3号、4号、5号に該当するもの

※3 壁型工作物 … 規則第3条第9号に該当するもの

※4 高架道路等 … 規則第3条第11号に該当するもの

※5 橋りょう等 … 規則第3条第12号に該当するもの

※6 外観・色彩の変更 … 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(現状の色彩で塗り直しを行う場合でも届出が必要。)

(2) 景観形成基準 (景観法第8条第2項第2号、西宮市都市景観条例第6条第2項)

一般地区内で届出が必要な行為について厳守すべき基準「景観形成基準」を表6の種別に応じて次のとおり定めます。なお、届出が不要な行為については、自主的に守るべき基準とします。

工作物の外観に使用する色彩のマンセル表色系による色相・明度・彩度は、表7の範囲内の数値とする。

表7 一般地区における工作物の景観形成基準

種別	景観形成基準
塔状工作物	<ul style="list-style-type: none"> 以下の色彩の近似色の内、最も周囲と調和する色彩とする。(コンクリート素地の部分、又は自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く) ダークブラウン (10YR2/1) ライトベージュ (2.5Y8/1) グレーベージュ (10YR6/1)
箱型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩基準 (表4) に準じる。
壁型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は素地を基本とするが、着色等する場合は、色相 (5YR~5Y、N)、明度 (6~8.5)、彩度 (0~1) とする。
高架道路等 橋りょう等	<ul style="list-style-type: none"> 明度 (2~8.5)、彩度 (1以下) とする。(各面の見付面積の 1/20 以下の部分、及び自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く)

ただし、以下のものについては、本基準を適用しない。

- ・ 景観重要建造物、都市景観形成工作物等市長が別に定めるもの
- ・ 市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの

(3) 景観形成指針 (西宮市都市景観条例第6条第2項)

一般地区全域について、届出の要否に関わらず自主的に守るべき基準「景観形成指針」を次のとおり定めます。

建設等の行為の際には、共通の景観形成指針(表8-1)と併せて種別ごとの景観形成指針(表8-2)を確認してください。

また、公共的な役割が大きい工作物については、別途定める「西宮市公共施設景観指針」及び「西宮市公共施設景観デザインマニュアル」も参照してください。

表8-1 一般地区における工作物の景観形成指針(共通事項)

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・煩雑な印象を与えないよう、道路等から見えにくい配置計画を検討する。 ・圧迫感を低減させるために、セットバックや修景に努める。 ・周辺と調和させるために、工作物の前面に緑化を図る。また、その際には、四季の演出や通りの連続性等にも配慮し、効果的なものとなるよう工夫する。 ・既存の樹木や地形への影響は最小限とし、保全・活用に努める。
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物全体としてのバランスや周辺とのボリューム感に留意した計画とし、施設の機能や場所の特性と脈略の無いデザインや、過剰なデザインは避け、シンプルなものとする。 ・附属の設備機器や配管類は、外側に露出しないよう努め、目立たないよう工夫する。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの色彩を使用しない等、シンプルで統一感のある配色とする。 ・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。 ・地域のシンボルとなるような工作物以外は、周辺景観に溶け込む低彩度で目立たない色彩を基本とする。

表 8 - 2 一般地区における工作物の景観形成指針（個別事項）

種別	項目	景観形成指針
塔状工作物	配 置	・地上に直接設置するもので高さが 15m を超えるものについては高木等による修景により、圧迫感の低減を図ること。
	形 態	・上層は、特に軽い印象になるよう工夫すること。
	色 彩	・高い位置に設置し見上げる対象となる場合は、低明度の色彩を使用しない等、空等の背景と調和し、軽い印象を与えるよう工夫する。
箱型工作物	配 置	・作業場や集積場等の煩雑な印象を与える空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	形 態	・まちなみのスケールと工作物の規模に応じて、分棟や分節を図る。
	色 彩	・臨海部やまちなかのプラントや貯蔵施設は、清潔感のある高明度、低彩度の色彩を基本とする。
	その他	・機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
壁型工作物	配 置	・道路際付近に設置する場合は、周囲の通り景観を意識した計画とする。 ・道路際の垣柵等は、敷地の植栽よりも敷地側へ設ける。やむを得ず、植栽よりも道路側に設ける場合は、透過性の高いものとする。
	形 態	・長大な壁面状にならないよう配慮し、圧迫感を低減するために、緑化や分節等の工夫をする。
	色 彩	・擁壁は基本的に素材の色彩のままとし、むやみに着色しない。 ・格子柵やメッシュフェンス等の透過性の高いものは、緑やまちなみとの調和に配慮して、ダークブラウンやステン色を基本とし、彩度の高いものや極端な明度の白や黒は使用しない。透過性の低いものは、建築物や周囲との調和に配慮する。
	その他	・擁壁は石積み又は石張りを基本とし、やむを得ずコンクリート素地のままとする場合等は、化粧型枠や植栽を併用する等して単調で冷淡な印象にならないよう修景を図る。
高架道路等 橋りょう等	配 置	・アイストップやランドマークを意識した計画とする。
	形 態	・桁や橋脚をスリムに見せることで圧迫感や威圧感を緩和する等、まちなみのスケールとのバランスに配慮する。 ・橋脚は、鈍重な印象を軽減するよう努め（垂直線の強調等）、周囲を植栽する等圧迫感の低減を図る。 ・高架の上部工と下部工を一体的にデザインする等、構成要素を減らしシンプルなものとする。
	色 彩	・目立つ色彩は避け、重量感を感じさせない明るめの色彩を基本とする。
	その他	・高架下や桁下は、開放的な空間とすることでまちなみの分断等の低減に配慮する。

※大規模な工作物や特殊な工作物等で、表 8-1、表 8-2 に示す指針に馴染まないもの等は、別途協議により指針を定めることとします。

4 景観上重要な地区の指定の方針

(1) 基本的な考え方

良好な景観の形成にあたっては、地区の個性や魅力をいかし育む視点が重要となります。

個性的、魅力的な地区景観の形成は、当該地区への誇りや愛着を生み出し、ひいては地区の集合体である西宮全体の景観にも深みや奥行を与えることとなります。

そのため、良好な景観の維持・向上のため特に配慮が必要と認められる地区については、(2)の指定方針に従い西宮市都市景観条例に基づく「景観形成推進地区」又は「景観重点地区」として指定を行い、当該地区の特性を反映させた独自の「景観形成指針」及び「景観形成基準」を定めることで、きめの細かい景観形成の誘導を図ります。

(2) 景観形成推進地区・景観重点地区の指定方針

以下のいずれかに該当する地区について、地区住民等の意見を聴いて「景観重点地区」に指定します。

また、「景観形成推進地区」は、市が任意に指定し、良好な景観形成をゆるやかに進め、将来的に「景観重点地区」等の指定を検討することとします。

- 1) 河川、海岸又は緑地に沿って自然と調和した都市景観を形成している地区
- 2) 伝統的な建築物又は工作物が周辺と一体をなし、特色ある都市景観を形成している地区
- 3) 住宅又は商業業務施設等が一团をなし、まとまりある都市景観を形成している地区
- 4) 主要な道路に沿って特色ある都市景観を形成している地区
- 5) 西宮を特徴づける施設等により特色ある都市景観を形成している地区
- 6) 良好な都市景観の形成のために計画的に整備していく必要のある地区
- 7) その他良好な都市景観の形成のために市長が必要と認める地区

【景観地区】

(2)に掲げた指定方針に該当する地区のうち、本市を代表するような景観的特徴を有する等景観上極めて重要な地区において、より強い規制・誘導で良好な景観の保全・形成を図る必要があると認める地区については、都市計画法で規定する手続きを経て「景観地区」として指定します。

5 景観重要建造物・景観重要樹木及び都市景観形成建築物等の指定方針

景観法第8条第2項第3号

(1) 基本的な考え方

歴史的な価値が高い建築物等の建造物や、地域の巨木等は、景観のランドマークやアクセントとなり、その歴史や文化的な背景と相まって景観に深みと奥行を与えます。

また、市や地域において、**市民が**誇りや愛着を持てる個性的な景観を形成するための重要な**要素**となりえるものです。

そのため、このような構造物や樹木のうち、景観形成上特に重要な価値があると認められるものについては、次の(2)(3)(4)の指定方針に従い西宮市都市景観条例に基づく「都市景観形成建築物」「都市景観形成工作物」、又は景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定を行い、「外観変更等の制限」や「助成制度」等により、地域景観の核として適切な保全を図ります。

(2) 都市景観形成建築物、都市景観形成工作物の指定方針

以下のいずれかに該当する建築物または工作物について、所有者の同意が得られたものを「都市景観形成建築物」「都市景観形成工作物」に指定します。

- 1) 地区の都市景観を特徴づけている建築物または工作物
- 2) 歴史的価値または建築的価値のある建築物または工作物
- 3) 市民に親しまれている建築物または工作物
- 4) その他良好な都市景観の形成のために市長が必要と認める建築物または工作物

(3) 景観重要建造物の指定方針

(2)の指定方針に該当するもののうち、景観法施行規則第6条に規定する基準に該当するもので、かつ、良好な景観の形成に特に寄与していると認められるものについて、所有者の同意が得られたものを「景観重要建造物」に指定します。

(4) 景観重要樹木の指定方針

景観法施行規則第11条に規定する基準に該当するもので、かつ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、所有者の同意が得られたものを「景観重要樹木」に指定します。

- 1) 地区の都市景観を特徴づけている樹木
- 2) 歴史的価値のある樹木
- 3) 市民に親しまれている樹木
- 4) その他良好な都市景観の形成のために市長が必要と認める樹木

6 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観法第8条第2項第4号ロ

(1) 基本的な考え方

道路や河川、公園等の公共施設は、都市の骨格として、良好な景観を形成するための重要な構成要素となります。

そのため、景観形成上特に重要と認められる公共施設については、(2)の指定方針に従い景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定を行い、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることで適切に整備・保全していくこととします。

(2) 景観重要公共施設の指定方針

特定公共施設(景観法第8条第2項第4号ロ)のうち、以下のいずれかに該当する公共施設について、施設管理者等の同意を得られたものを「景観重要公共施設」として指定します。

- 1) 地域の都市景観のシンボルとなる公共施設
- 2) 重点的に景観形成に取り組む必要のある地区内にある公共施設
- 3) 都市景観の軸として重要と認める公共施設
- 4) その他良好な都市景観の形成のために市長が必要と認める公共施設

別紙 1 景観形成推進地区に関する事項

別紙1 景観形成推進地区に関する事項

(1) 夙川周辺地区

① 景観形成の基本方針

夙川は、「日本さくら名所100選」にも選ばれた本市を代表する景勝地であり、市民のみならず市外の人々からも愛される河川として、桜の開花時期以外でも、水辺や松並木等の豊かな自然で構成させた趣ある空間が、訪れる人々を常に癒してくれています。

この夙川の水辺と桜や松の並木は、海から山を繋ぐ、豊かな緑とうるおいの帯として、南部市街地の景観形成においても重要な役割を果たしており、また、河川に架かる多くの橋からは、松や桜の並木越しに市域のランドマークである甲山や六甲山系を美しく眺めることができます。

多くの人々から愛されるこの夙川の美しい景観資源を保全し、さらにより良い景観の形成へと導いていくためには、周辺住宅地等の良好な景観形成が必要不可欠となります。

そのため、夙川周辺地区においては、次のように景観形成の基本方針を定め、夙川と一体となった良好な景観の形成を目指します。

● 景観形成の基本指針

- ・市を代表する緑豊かで趣のある夙川の河川景観と呼応する沿川景観の保全を図ります。
- ・河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、落ち着きとうるおいのあふれる住宅地景観の形成を図ります。
- ・夙川を軸とした甲山などへと至る眺望景観の保全を図ります。



写真提供：西宮流（にしのみやスタイル）



② 夙川周辺地区景観形成推進地区の位置及び区域

夙川周辺地区景観形成推進地区の区域は下図のとおりとします。

※詳細は 52～57 頁の夙川周辺地区景観形成推進地区区域詳細図を参照ください。

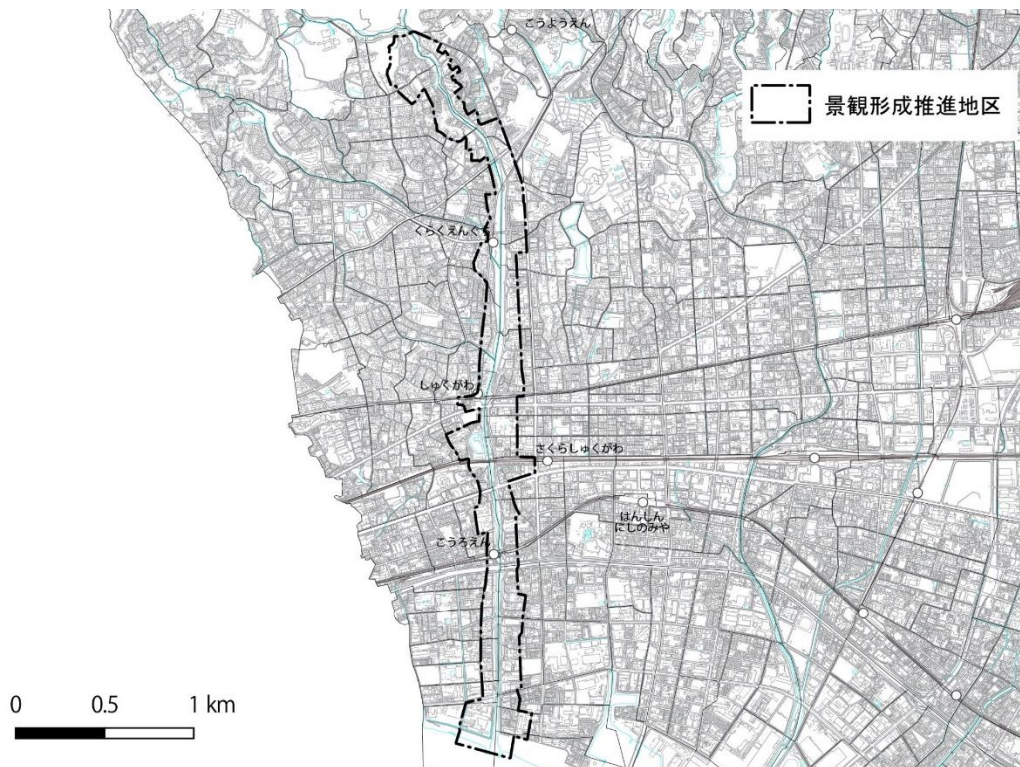


図 8 夙川周辺地区の区域図

表 9 対象区域の町名リスト

	町名	住居表示		町名	住居表示
ア	相生町	1、2、9、10	コ	鶴岩町	1～4、7～9
イ	石劔町	1～4、13		寿町	5
	泉町	5～8	シ	獅子ヶ口町	1、3、4、10、14～19
	市庭町	8、9		下葎原町	1
オ	大井手町	2～5、8～10	チ	千歳町	7
	大浜町	1	ナ	名次町	6～8
	御茶家所町	1、2、8の一部	ニ	西平町	1、2、10～12、19、20
カ	神楽町	7～11	ハ	羽衣町	1～3、6～9
	上葎原町	1、2	マ	前浜町	12～14
	川添町	8～15		松生町	1～4、17の一部(阪急甲陽線東側)
	川西町	1～6		松風町	1、6～8
	川東町	5～7、10、11		松下町	1、2、6、8
キ	北名次町	2～5、10、11、13～15	ミ	南越木岩町	1、2、8
ケ	結善町	2、3、6		宮西町	4、12～14
			ヤ	安井町	5

③ 届出対象行為及び規模

夙川周辺地区景観形成推進地区内の届出(通知)が必要な行為及び対象となる規模は、一般地区の行為及び対象となる規模のとおりとします。

④ 景観形成指針（西宮市都市景観条例第6条第2項）

夙川周辺地区景観形成推進地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次の通り定めます。

表 10-1 景観形成指針<建築物>

項目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の松や桜の並木越しに建築物が調和して見えるよう配慮し、また、周辺のまちなみから建築物の屋根越しや通り越しに望むことのできる「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」を意識した計画とする。 ・橋上の視点場から夙川を軸とし甲山等に至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。 ・河川敷とその周辺の空間的な広がりを意識した計画とする。 ・夙川の豊かな自然景観を軸とし、周辺宅地の生垣や庭木が一体となって広がる緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、潤いと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。 ・駅舎や商業施設においては、過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、本地域の顔にふさわしい、落ち着きと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。 ・山麓・丘陵の斜面地では、本地区以外の平坦地からも見上げる眺めの対象であること意識した計画とする。 ・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川沿川等の自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
形態・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の松や桜の並木の高さや配置等との関係を意識し、河川敷からの見通しや「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」の見え方に配慮した形態・配置とする。 ・地区内の視点場からの眺望景観を保全・向上させる形態・配置とする。 ・山麓・丘陵の斜面地では、地区内外の平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。 ・夙川に接する敷地※では、河川敷及びその周辺の空間的広がりには配慮し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。 ・周辺に比べ大規模となる建築物は、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。
意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。 ・夙川に面する側※、道路に面しない側、公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。 ・外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラ等により単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根等の外観の色彩は、Y、Y R系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。 ・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。 ・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。 ・過度に明度差を設けた色彩計画とならぬように配慮する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全、活用に努め、やむを得ず伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。特に本地域に昔から残る松については、積極的にその保全を図ること。 ・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。

緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分※や道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となったうおいのある空間を創出する。 ・夙川や周辺の既存樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。 ・夙川に面する部分※や道路沿い、街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。特に夙川に面する部分※やその付近では松の植栽により、本地区の特徴を更に印象付けること。 ・山麓・丘陵の斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。 ・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。 ・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分や道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。 ・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。 ・道路や夙川から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が夙川や道路から見えにくいよう工夫する。 ・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。 ・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、夙川や道路から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場や荷捌場等のバックヤード的な空間は、夙川や道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。 ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、夙川や道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等措置を講じる。 ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、夙川や道路側へ機械が露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
鉄道駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に準じる。

※ 夙川版見越しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、本地区を東西方向から見た際に建築物の上部から突出して視認できるため、沿道の塀等から道路側にせり出した一般的な「見越しの松」の様に見立てて、本地区の景観的特徴として表現したもの

※ 見通しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、東西方向に河川を通過又は背景とする道路からの見通しを考えた際に、その背景の前面又は両脇に視認できることを本地区の景観的特徴として表現したもの

※ 夙川に接する敷地

夙川河川敷に直接接する敷地をいう

※ 夙川に面する〔部分、側、敷地、建築物〕

夙川河川敷から望見できる〔部分、側、敷地、建築物〕をいう。そのため敷地等が河川敷に直接接しないものも含む。

表 10-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
立地特性	・建築物の景観形成指針に準じる。
垣、さく等	・夙川に接する敷地で、川に面して垣、さく等を設ける場合は、生垣や自然素材をいかしたものとし、高さは1.8m以内とする。
その他	・上記以外は、一般地区における工作物の景観形成指針(垣、さく等に係る指針も含む)に準じる。なお、この場合において、当該指針内で「道路」とあるものは「夙川及び道路」と読み替えて準用する。

※建築基準法上「建築物」と見なされる塀や建築設備等の工作物についても、本表の指針を適用する。

表 10-3 景観形成指針<夜間景観>

項目	景観形成指針
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。 ・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。 ・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。

表 10-4 景観形成指針<その他>

項目	景観形成指針
維持・管理	・まちなみをいつまでも美しく保つため、建築物、工作物及び緑の適正な維持管理を行う。

⑤ 景観形成基準 (景観法第8条第2項第2号、西宮市都市景観条例第6条第2項)

夙川周辺地区景観形成推進地区の景観形成基準は、一般地区の基準のとおりとします。

⑥ 区域詳細図

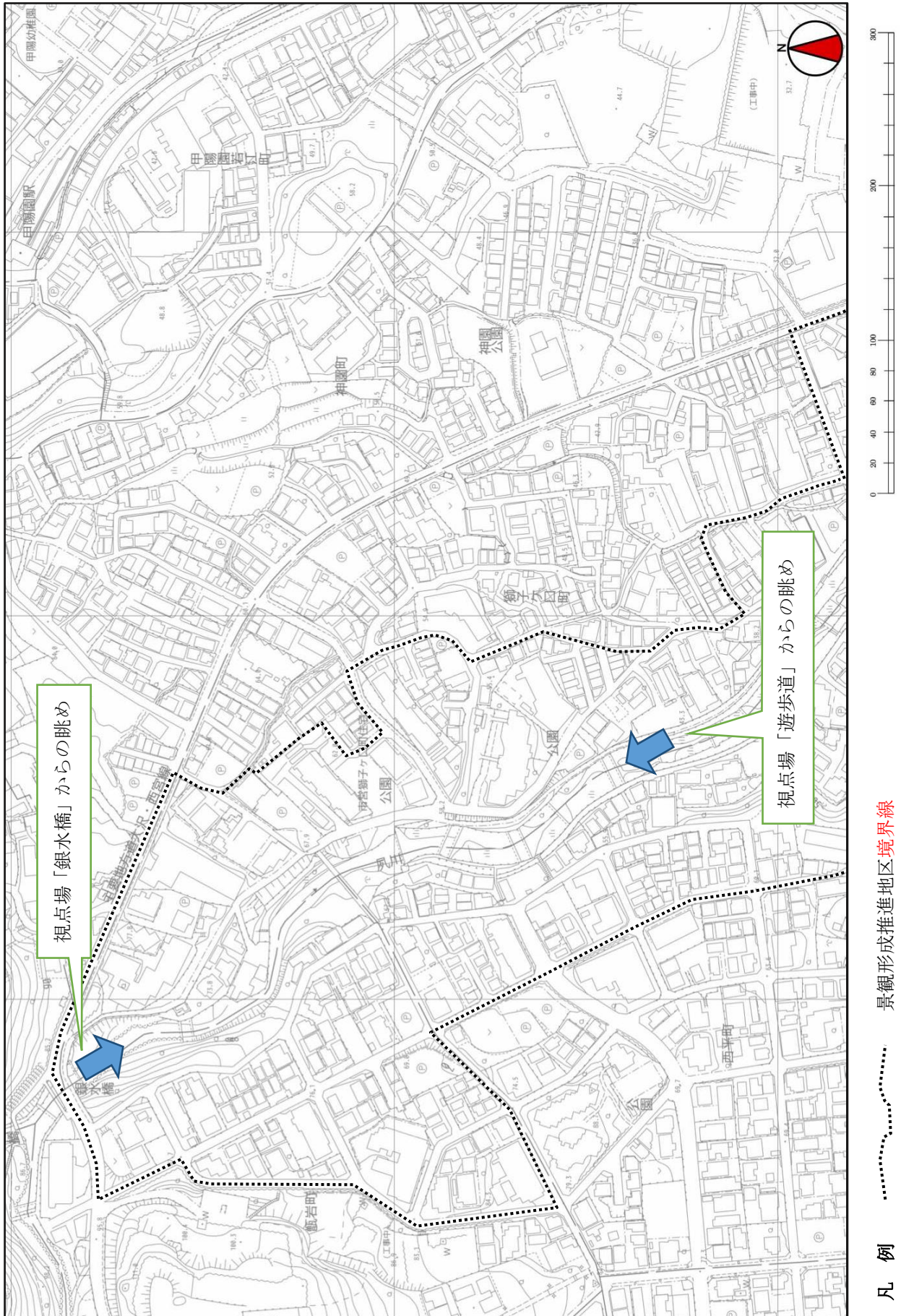


図 9-1 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



図 9-2 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-3 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-4 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例  景観形成推進地区境界線

図 9-5 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図

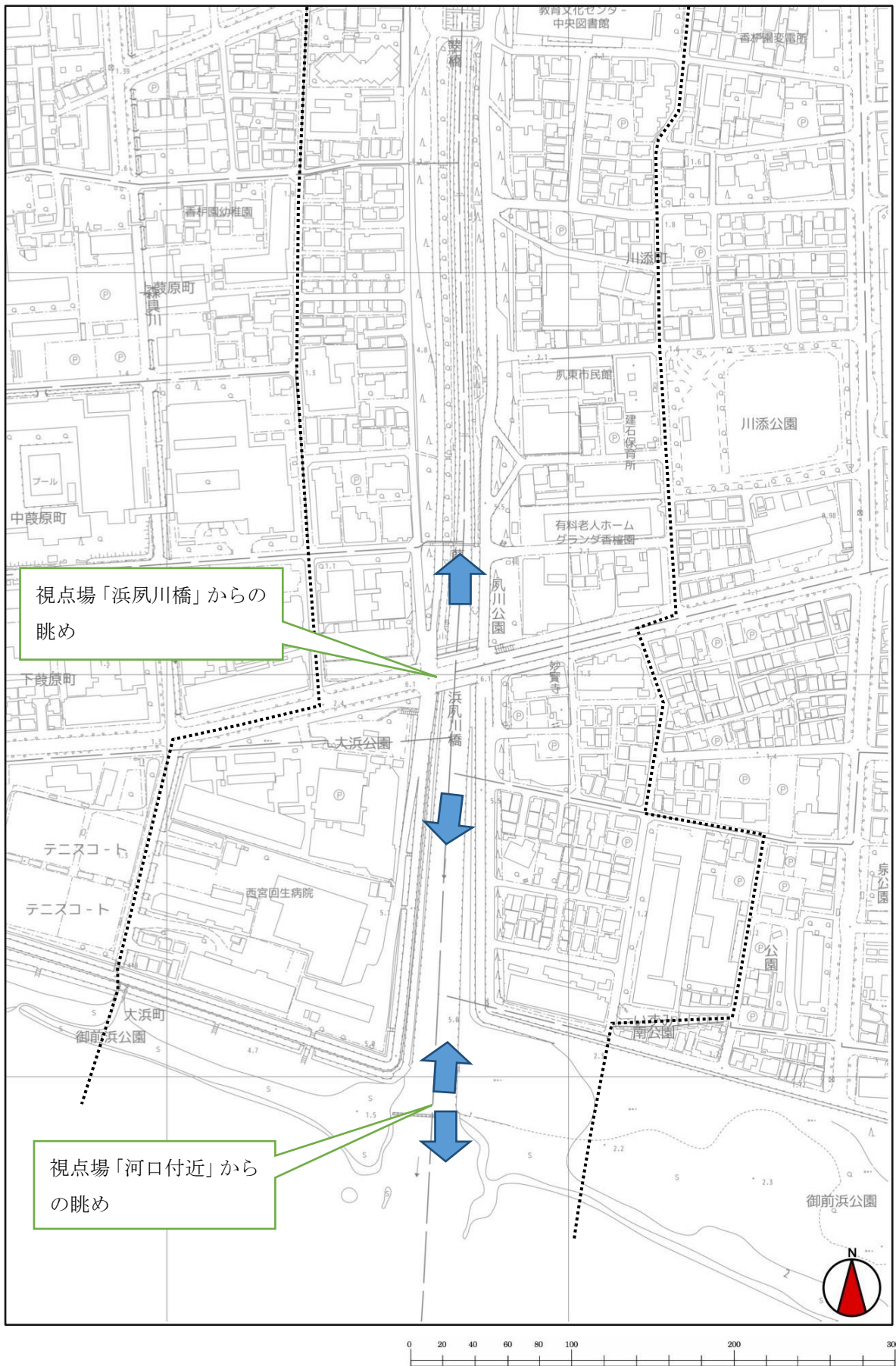


図 9-6 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図

別紙２ 景観重点地区に関する事項

変更を行わないため、今回省略

資料1 西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

委員氏名	任期1	任期2	
赤澤 宏樹	○		兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
伊藤 志津子	○	○	すみれ法律事務所
大平 和弘		○	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
川口 勝行	○		市民委員（公募）
川崎 雅史	○	○	京都大学大学院工学研究科教授
喜村 謙一	○	○	兵庫県屋外広告美術協同組合理事長
栗山 尚子	○	○	神戸大学大学院工学研究科准教授
神農 悠聖	○	○	大手前大学メディア・芸術学部教授
清水 彬仁		○	市民委員（公募）
白井 治	◎	◎	株式会社まち空間研究所所長
末包 伸吾		●	神戸大学大学院工学研究科教授
田野 万治郎	○		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長 (任期1当時)
藤本 郁子		○	市民委員（公募）
堀 久樹	○		市民委員（公募）
前田 俊文		○	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
森本 順子		○	武庫川女子大学景観建築学科准教授
安田 丑作	●		神戸大学名誉教授
横山 嘉夫	○	○	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会

任期1：平成30年12月1日～令和2年11月30日

任期2：令和2年12月1日～令和4年11月30日

●：会長、◎：副会長、○：委員

肩書きは令和3年3月1日現在

資料2 審議の経過

審議会等	開催時期	審議事項
令和2年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和2年11月	景観計画改定方針についての報告
令和2年度第2回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年1月	景観計画改定方針及び景観形成基準改定項目についての報告
令和2年度第9回 景観アドバイザー部会	令和3年3月	建築物の景観形成指針及び景観形成基準の改定案の報告
令和2年度第10回 景観アドバイザー部会	令和3年3月	建築物の景観形成指針及び景観形成基準の改定案、工作物の景観形成指針及び景観形成基準の改定案、景観形成推進地区（夙川周辺地区）の基準案の報告
令和3年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年4月	西宮市景観計画改定（素案）の報告
令和3年度第2回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年5月	前回からの修正内容、西宮市景観計画改定（素案）の報告
令和3年度第1回 都市計画審議会	令和3年6月	西宮市景観計画改定（素案）の報告
パブリックコメント実施	令和3年7月～ 令和3年8月	
令和3年度第3回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年10月	パブリックコメント実施結果報告
令和3年度第3回 都市計画審議会	令和3年11月	パブリックコメント実施結果報告
令和3年度第4回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年12月	西宮市景観計画の改定についての諮問
令和3年度第4回 都市計画審議会	令和4年1月	西宮市景観計画の改定についての諮問